

## 文京区新エネルギー・省エネルギー設備設置費助成事業Q & A【共通編】

### 助成事業全体に関すること

|      |                                                 |      |                                                                                                                                                                                                                                       |
|------|-------------------------------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q 1  | 助成要件、必要書類、申請期間を教えてください。                         | A 1  | パンフレットをご確認ください。<br><a href="https://www.city.bunkyo.lg.jp/documents/4790/2026_pamphlet03.pdf">https://www.city.bunkyo.lg.jp/documents/4790/2026_pamphlet03.pdf</a>                                                                    |
| Q 2  | 国や東京都の補助金との併用はできますか。                            | A 2  | 国や東京都の補助金制度側で併用不可とされていなければ、併用可能です。様式1号の「他機関への申請状況」の金額欄に補助金の交付予定額を記載してください。<br>ただし、当該設備の設置に係る区の他の補助金との併用はできません。                                                                                                                        |
| Q 3  | 申請は機器等の設置前申請、設置後申請どちらですか。                       | A 3  | 設置後申請です。                                                                                                                                                                                                                              |
| Q 4  | 「設置日」は何の日付を指しますか。                               | A 4  | 次のとおりです。<br>● 断熱窓、高日射反射率塗料、LED照明器具等、宅配ボックス＝施工完了日<br>● 上記以外＝保証書等に記載された購入日、設備引き渡し日又は保証開始日<br>※新築又は増築工事に付随する場合は登記事項証明書の新築又は増築日も可                                                                                                         |
| Q 5  | パンフレット上に耐用年数が記載されていますが、どういう意味ですか。<br>例：断熱窓「10年」 | A 5  | 「耐用年数」とは、助成を受けて設置した設備を適正に使用・維持していただく期間のことです。耐用年数が経過した設備については、更新も助成対象となります。（宅配ボックス・LEDは新規のみ）<br>＜例＞既に断熱窓を設置している場合は、10年の耐用期間経過後であれば更新（破損等による場合も含む）も助成対象となります。<br>※初めて設置する場合、制限はありません。<br>※耐用期間経過前に設備を処分（設備の撤去、設置した住宅の売却など）する場合はご連絡ください。 |
| Q 6  | 申請者本人ではなく、配偶者や施工業者が代わりに提出してもよいですか。              | A 6  | 原則、申請書は本人名義で提出してください。<br><u>※原則、郵送提出</u>                                                                                                                                                                                              |
| Q 7  | 申請書の連絡先は申請者本人のものが必要ですか。                         | A 7  | 原則、本人の電話番号とメールアドレスを記載してください。                                                                                                                                                                                                          |
| Q 8  | 業者が作成する書類と申請者が作成する書類を別々で提出することは可能ですか。           | A 8  | 申請書類はまとめて提出してください。                                                                                                                                                                                                                    |
| Q 9  | 助成対象経費の範囲について教えてください。                           | A 9  | 助成対象経費は以下の4項目です。<br>①設備購入費、②関連部材購入費、③設置工事に係る経費、④既存設備の撤去に係る経費<br>※助成対象経費は、必要最低限の経費を記載してください。<br>※宅配ボックスは設備購入費（ボックス本体代）のみが助成対象経費となります。                                                                                                  |
| Q 10 | 助成金の予算残額について教えてください。                            | A 10 | ホームページをご確認ください。<br><a href="https://www.city.bunkyo.lg.jp/b037/p004969.html#wariai">https://www.city.bunkyo.lg.jp/b037/p004969.html#wariai</a>                                                                                        |
| Q 11 | 同じ設備（例：断熱窓）について、年度内に複数回申請できますか。                 | A 11 | 同一の申請者による申請（申請者が個人の場合は同一の住宅に対する申請）は、設備ごとに同一年度内において、各1回限りです。                                                                                                                                                                           |

## 申請者や住宅等の要件に関すること

|     |                                                          |     |                                                         |
|-----|----------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------|
| Q12 | 個人以外でも申請できますか。                                           | A11 | 管理組合等及び中小企業者も申請できる設備があります。詳細はパンフレットをご確認ください。            |
| Q13 | 賃貸用の部屋を個人として借りています。この部屋に断熱窓等を設置した場合、対象になりますか。            | A13 | 建物オーナーの同意を得た上で、居住者の名義で申請すれば、対象となる場合があります。               |
| Q14 | 居住者ではなく建物オーナーとして申請することは可能ですか。                            | A14 | 区内に住所を有する方であれば申請対象となる建物に居住していなくても、建物オーナーとして申請することは可能です。 |
| Q15 | 法人オーナーのテナントビルに省エネ設備の設置・施工する場合は助成対象となりますか。                | A15 | 自社が入っていないテナントビルは助成対象になりません。                             |
| Q16 | 本社は文京区ですが、省エネ設備の設置・施工をしたい施設の所在地が文京区ではない場合は、助成金の対象となりますか。 | A16 | 対象建物の所在地が文京区ではない場合は、助成対象になりません。                         |

## 申請書類に関すること

|     |                                                                |     |                                                                                    |
|-----|----------------------------------------------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------|
| Q17 | 必要書類が一部手に入らず、すべて入手後に申請しようと思っていたら申請締切日を過ぎてしまいました。まだ受け付けてもらえますか。 | A17 | 申請締切日以降の申請は受け付けできません。                                                              |
| Q18 | 申請者ではなく施工業者が申請書を提出する場合、申請書の申請者欄は業者名でよいですか。                     | A18 | 提出が本人か否かにかかわらず、施工業者名での申請はできません。                                                    |
| Q19 | 様式第1号や第2号に記載の「文京区助成対象経費」には、国や東京都の補助金額を差し引いた金額を記載するのですか。        | A19 | 国や東京都の補助金額を差し引かず、 <u>助成対象の経費をそのまま記載</u> してください。                                    |
| Q20 | 様式第1号や第2号に記載の「他機関への申請状況」の金額は、何の金額を記載すればよいですか。                  | A20 | 国や東京都へ申請した補助金の交付予定額を記載してください。                                                      |
| Q21 | 様式第2号経費内訳書の代表者押印欄は、社判でもよいですか。                                  | A21 | 原則、代表者印である必要があります。<br>※代表者印が押印できない場合は、社判で押印のうえ、同一の社判が押された見積書、契約書等を添付してください。        |
| Q22 | 様式第2号経費内訳書の捨印は誰の印を押すのですか。                                      | A22 | 施工事業者の代表者印を押印してください。                                                               |
| Q23 | 様式第2号経費内訳書や様式第3～5号の施工完了届はコピーの提出でもよいですか。                        | A23 | 施工事業者の朱肉印が押された原本のご提出をお願いします。                                                       |
| Q24 | 領収書にはどのような項目の記載があればよいですか。                                      | A24 | 支払日、支払者、受領先、金額及び但し書きの記載が必要です。<br>領収書が発行できない場合は支払日、支払者、受領先、金額及び支払の内容が分かる書類をご提出ください。 |
| Q25 | 写真は、設置前・後が同じ日付でもよいですか。                                         | A25 | 設備の設置前・後の写真は、同じ日付でも構いません。                                                          |
| Q26 | 写真に撮影日が入っていない場合はどうしたらよいですか。                                    | A26 | 写真または欄外に手書きで撮影日を記載してください。                                                          |
| Q27 | 住民票、納税証明書、登記事項証明書はコピーの提出でもよいですか。                               | A27 | コピーの提出で差し支えありません。                                                                  |
| Q28 | 登記事項証明書は、インターネットの「登記情報提供サービス」で取得したものでもよいですか。                   | A28 | ご利用いただけません。法務局にて発行された「建物登記事項証明書（原本またはそのコピ                                          |

|     |                                              |     |                                                                                                                                                                                                      |
|-----|----------------------------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | か。                                           |     | 一)」をご提出ください。                                                                                                                                                                                         |
| Q29 | 最近文京区に転入したため、納税証明書を文京区で取得できません。どうすればよいでしょうか。 | A29 | 以前住んでいた自治体で取得をお願いします。ご不明な場合はお問い合わせください。                                                                                                                                                              |
| Q30 | 海外に居住していたため、国内で納税証明書の取得ができません。どうすればよいでしょうか。  | A30 | 本籍地にて戸籍の附票を取得のうえ提出してください。ご不明な場合はお問い合わせください。                                                                                                                                                          |
| Q31 | 申請にあたり、工事契約書は必要ですか。                          | A31 | 必要です。工事契約書（または請書・発注書等）の「発注者（ご本人）控え」の写しをご提出ください。<br>※施工会社（業者）控えの写しは不可。                                                                                                                                |
| Q32 | 支払い前に申請できますか。                                | A32 | 申請できません。助成対象経費を全額支払完了後に申請してください。                                                                                                                                                                     |
| Q33 | クレジットカード払いでも申請できますか。                         | A33 | 申請できます。ただし、申請日時点で申請者本人の口座からクレジットカード会社への支払（口座引き落とし等）が完了していることが条件となります。<br>クレジットカード払いの場合は、以下の3点すべての写しをご提出ください。<br>1. クレジット売上票（お客様控え）<br>2. 利用明細書（申請者名と設置費用が確認できる部分）<br>3. 通帳の写し（申請者名と該当の引き落としが確認できる部分） |
| Q34 | 分割払いでも申請できますか。                               | A34 | 申請できます。ただし、申請日時点で <u>全ての支払い（口座引き落とし等）が完了</u> していることが条件となります。                                                                                                                                         |

## その他

|     |                                |     |                     |
|-----|--------------------------------|-----|---------------------|
| Q35 | 機器の販売会社や施工業者を紹介してもらえますか。       | A35 | 区では個別の業者を紹介しておりません。 |
| Q36 | 施工業者は区内業者に限定されますか。区外業者でもよいですか。 | A36 | 施工業者は区内、区外を問いません。   |